

賃貸借仕様書

- 1 業 務 名 仙台市立病院カーテン等賃貸借
- 2 賃 借 場 所 仙台市太白区あすと長町 1 丁目 1 番 1 号 仙台市立病院
- 3 賃 借 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日

※ただし、賃貸借物件の設置については、令和 7 年 3 月 3 1 日までに完了することとする。

4 仕 様

(1) カーテン等の設置場所、サイズ及び数量

別添「カーテン・ロールスクリーン仕様明細」（資料 1）、「ブラインド仕様明細」（資料 2）のとおり

(2) 商品の指定

① カーテン

- a) カーテンの生地は、資料 1 に示す例示生地、又は次の b)から g)に掲げる条件を全て満たす、同等品以上の生地とすること。なお、色・柄などについては落札者決定後に別途打合せのうえ決定する。
- b) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条の 3 に基づく消防庁長官の認定を受けた難燃性の生地を使用すること。また、防災ラベルは、水洗い洗濯及びドライクリーニングについて基準に適合する、(イ) ラベルのものを使用すること。
- c) 耐光堅牢度 4 級以上、洗濯堅牢度 5 級以上を使用すること。
- d) ウォッシュャブル機能を有し、30 回以上の洗濯に耐える性能であること。
- e) 熱湯消毒を行った際の収縮率が巾・丈ともに 1.0%以下であること。
- f) 病室及び診察室・処置室等のカーテンについては、SEK マーク（赤）を有するものであること。
- g) 環境に配慮した生地とし、原則、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）適合する商品であること。

② ロールスクリーン

- a) ロールスクリーンは、資料 1 に示す例示生地、又は次の b)から e)に掲げる条件を全て満たす、同等品以上の生地とすること。
- b) 消防法第 8 条の 3 に基づく消防庁長官の認定を受けた難燃性の生地を使用すること。
- c) ウォッシュャブル機能を有すること。
- d) 消臭、抗菌及び抗カビの効果のある生地であること。
- e) 環境に配慮した生地とし、原則、グリーン購入法に適合する商品であること。

③ ブラインド

ブラインドは、資料 2 に示す商品、又は同等品以上の商品とすること。なお、色などについては落札者決定後に別途打合せのうえ決定する。

(3) カーテンの縫製

- ① 仕上寸法は資料 1 のとおりとするが、落札業者決定後、現場において実測し、実測に基づいて縫製すること。
- ② カーテンの生地は、ほつれ防止されたものを使用し、ほつれ防止されていないものは、上下の折り返しは二つ折りとし、上部折り返しには 50mm 以上の芯地を入れ、下部折り返しは 100mm に仕上げること。
- ③ カーテン用フックは、ステンレス製を使用し、カーテン本体から容易に抜け落ちないように縫い付けたものとする。
- ④ レースカーテンを除く全てのカーテンには、マジックテープ付タッセルを縫い付けにする。
- ⑤ 各カーテンには、寸法表示ラベル及び消防庁の認定番号その他難燃性であることを示したラベルを縫い付けること。

(4) 定期メンテナンス

a) 共通

- ① 資料 1 及び資料 2 に記載している回数のメンテナンス（交換、洗濯）を行うこと。
- ② 事前に作業工程表及び作業従事者名簿を提出し、発注者の了承を得ること。
- ③ 業務に携わるスタッフは、業者を証明するユニフォーム及び名札を着用し作業すること。
- ④ 作業にあたっては、発注者の指示に従い、特に入院患者の療養を妨げないよう心がけること。特に、病室への出入りには細心の注意を払い、患者の安全確保を心がけ、入室時間を短時間にするように努めること。
- ⑤ 作業終了後は、作業風景を撮影した写真を添付した作業報告書を発注者へ提出すること。

b) カーテン

- ① 定期メンテナンスは、既設カーテンを取り外した後、予備カーテン（通常時と同品とする。）を設置することとし、常にカーテンが取り付けられている状態を維持すること。
- ② カーテンの交換作業は、病棟単位でまとめて行い、1 回のメンテナンスは、開始から 1 ヶ月程度で全ての作業を完了すること。
- ③ カーテンの取り付け、取り外しは受注者にて行うこと。
- ④ 通常の使用に伴うカーテンのほつれ、綻び等の補修を無償で行うこと。
- ⑤ 定期メンテナンスの際は、カーテンレール等付帯設備の点検及び清掃作業（上面、側面の埃の除去等）を同時に行うこと。なお、カーテンレール等付帯設備の不具合を確認した場合は、発注者に報告すること。
- ⑥ クリーニング方法については、生地にあった洗濯方法により実施すること。ま

た、洗濯後は、プレス等で十分に乾燥させること。

- ⑦ クリーニングの工程内で殺菌・消毒を必ず行い、院内感染の防止に心掛けること。

c) ロールスクリーン（ウォッシュャブルタイプ）

- ① 定期メンテナンスは、既設のロールスクリーンを取り外した後、予備のロールスクリーン（通常時と同品とする。）を設置することとし、常にロールスクリーンが取り付けられている状態を維持すること。
- ② ロールスクリーンの取り付け、取り外しは受注者にて行うこと。
- ③ ロールスクリーンの作動不良などについては、適宜、簡易な修繕及び必要な調整を無償で併せて行うこと。この場合、通常の使用で発生するもの以外で、交換を要する部品の費用が発生する場合は別途協議とする。
- ④ クリーニング方法については、生地にあった洗濯方法により実施すること。また、洗濯後は、プレス等で十分に乾燥させること。
- ⑤ クリーニングの工程内で殺菌・消毒を必ず行い、院内感染の防止を心掛けること。

d) ブラインド

- ① 横型ブラインドについては、取り外してアルカリ洗剤を使用した超音波洗浄またはブラッシング洗浄を行い、十分乾燥のうえ、その日のうちに元の場所に戻すこと。
- ② 縦型ブラインドについては、現場にて除塵し、除菌洗剤を浸潤させた布で清拭したうえで、清潔な布で拭き上げを行うこと。
- ③ ブラインドの作動不良などについては、適宜、簡易な修繕及び必要な調整を併せて行うこと。この場合、交換を要する部品の費用が発生する場合は別途協議とする。

(5) 臨時クリーニング等

- ① 突発的な汚れが生じた場合または破損したものについては、随時無償で交換し、洗濯または補修縫製・交換を行うこと。
- ② 臨時クリーニングの依頼には、当日中の対応を心掛けるものとし、やむを得ず翌日対応となる場合は、発注者にその旨を連絡すること。
- ③ クリーニングについては、当院からカーテン等を回収した日を含め 6 営業日以内で全工程を終了すること。

(6) 汚染カーテンクリーニング

- ① 感染症（接触感染に限る。）患者が利用した部屋のカーテンの交換及び洗濯を随時行うこと。
- ② クリーニングについては、当院からカーテン等を回収した日を含め 6 営業日以内で全工程を終了すること。

(7) 予備カーテン

メンテナンス用または突発的な汚れ等が生じた場合の交換用として、通常時と同品の予備カーテンを、必要数常備しておくこと。必要数やストック場所については、契約後協議のうえ、決定する。

(8) 管理台帳，メンテナンスマニュアルの整備及びメンテナンススタッフへの教育

- ① 取り付けた場所ごとにカーテン等の種類，サイズ，数量，交換の履歴等が把握できる『管理台帳』を作成し，発注者へ提示すること。
- ② 受注者は，メンテナンスマニュアルを作成し，発注者へ提示すること。
- ③ 受注者は，メンテナンススタッフに対して，本業務に必要な知識，技術及び接客対応等を向上するための指導，及び研修等を定期的の実施し，本業務を円滑に行うことができるよう万全を期すこと。

(9) 安全対策

ブラインドやロールスクリーンのひも等による事故防止に向けて，適切な安全対策を講じること。

(10) その他

- ① 受注者は，カーテン等の取り付けを全て行うこと。
- ② 受注者は賃貸期間中，カーテン等の機能・性能等に全責任を持ち，機能・性能等に不具合が生じた場合は速やかに対処すること。ただし，当院の責任による損害が生じた場合は除く。
- ③ 受注者は，物品納入等の作業中における物損及び対人傷害を想定し，それを保証する保険に加入するものとし，それを証明するものの写しを契約時に発注者に提出すること。
- ④ 本仕様書及び契約書に記載のない事項に関して疑義が生じた場合は，発注者と受注者で協議のうえ，決定するものとする。